

生徒心得

人格の完成を目指し健全な社会の形成者となるために、我々生徒は自律性ある生活を重んじ、高校生としての品位を高め、高田商業高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、下記の規定を守る。

学 習

本校教育目標に従い、高^{こうしょう}商生徒としての誇りをもって学習に専念する。

礼 儀

- 1 挨拶・会釈
挨拶や会釈を進んで行う。
- 2 ことば
正しく明るく美しいものにする。
- 3 交際
互いに人格を尊重し、明朗で健全な交際をする。
- 4 その他
公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけない。

環境の美化

常に環境の美化に努める。

服 装

- 1 服装及び所持品は、質素・清潔・端正を心掛ける。
- 2 別に定めた制服規定及び頭髪規定に従う。

校舎・校具の使用

公共物はすべて丁寧に取扱い、破損することのないように注意する。あやまって物品を破損した時は、職員に届け出る。

届出・許可

- 1 次のような場合は、学校に届け出て指導を受ける。
 - (1) 下宿をする場合
 - (2) 校外における諸団体への加入・集会会合・金品の募集・掲示・放送・印刷物の配布等をする場合
 - (3) アルバイトをする場合
 - (4) 欠席・遅刻・早退等をする場合
 - (5) 原付バイク・自動車免許取得の場合
- 2 次のような場合は、学校の許可を得る。
 - (1) 自転車通学・バイク通学をする場合(本校の交通規定による)
 - (2) 校内における集会会合・金品の募集・掲示・放送・印刷物の配布等をする場合
 - (3) 始業より終業までの間にやむを得ず外出する場合
 - (4) 校時外や休日に校舎・校具を使用する場合

安 全

- 1 学校と家庭との連絡を密にし、事故防止につとめる。万一事故や被害にあった時は、直ちに学校に報告する。
- 2 交通道徳を守り、交通違反や交通事故を起こさないよう注意する。本校の交通規定を守る。
- 3 夜間外出はなるべくしないことが望ましいが、やむを得ない場合でも午後9時までとする。
- 4 風紀上好ましくない場所には立ち入らない。

その他

- 1 自己の所持品には、記名する。
- 2 学習に不必要なものは持参しない。
- 3 携帯電話・スマートフォン等は、昼休みを除く、始業から終業（清掃終了）までの使用を禁止する。使用した場合は、担任が預かる。
- 4 検査時の検査室への携帯電話・スマートフォン等の持ち込みは禁止する。
- 5 選挙運動及び政治的活動については、関係する法令を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行う。

制服規定

- 1 通学の際には制服を着用する。
- 2 上着には校章バッジをつける。
- 3 事情により正規の服装ができない場合は、担任の許可を得る。

(1) 制服

【男子】

- ・ 制服は黒・詰襟・校章入り五つボタン・標準の型のものとする。
- ・ 白開襟シャツまたは白Yシャツを着用する。

【女子】

- ・ ジャケット 色は黒色とし、生地は自由。(スカートも同様)
★三つボタン ★胸箱ポケット ★脇フタ付ポケット
★丈はウエストから15～25cmとする。
(ただし、ポケットの長さが10cm程度であること)
- ・ スカート ★24～28ひだのプリーツスカート(迫いひだ)
★長さ
膝中心丈とする
- ・ スラックス ★学校指定のもの(希望者)
- ・ ブラウス ★色は白とし、夏は半袖でもよい。開襟またはYシャツでも可。
- ・ セーター ★冬期間は制服の下に無地で黒色又は紺色のセーター・ベストを着用してもよい
、ベスト が、制服からはみ出さないようにする。
- ・ ストッキングを着用する場合は、無地とする。

(2) コート類

- ・ 気候に合わせて適切なものを着用する。極端に高価、華美なものとは着用しない。

(3) 履物

- ・ 校内においては学校指定の内履・外履をはく。

頭髪について

- 1 清潔な髪型で過ごす。
特に、逆毛、パーマ、染毛、脱色等をしてはならない。

交通規定

(運転免許取得)

- 1 原付バイクの運転免許の取得については「原付バイク免許取得届」を提出する。
- 2 自動二輪の運転免許については在学中の取得及び運転を禁止する。
- 3 普通自動車運転免許については以下の通りとする。
 - (1) 「自動車学校入校届」「自動車免許取得届」を提出する。
 - (2) 3年生の1学期終業式以降に入校できる。
 - (3) 合宿を伴う自動車学校への入校は認めない。
 - (4) 免許取得後の車両の運転は原則として禁止である。やむを得ない場合は、普通自動車運転免許を保有している保護者同伴であれば運転してもよい。
- 4 免許を取得することを理由として、学校を休んではならない。

(通学)

1 自転車通学

- (1) 「自転車通学許可願」を提出する。
- (2) 通学を許可された者は、学校指定のステッカーを必ず自転車に貼る。
- (3) 校内では決められた場所に駐輪し、必ず施錠する。
- (4) 安全運転につとめる。
- (5) 二人乗り、傘差し、無灯火、並進走行等は絶対しない。
- (6) 冬期間の通学は原則禁止する。

2 原付バイク通学

- (1) 「原付バイク通学許可願」を提出する。
- (2) 通学用バイクには学校指定のステッカーを必ず見えるところに貼る。
- (3) 1学年時のバイク通学は許可しない。
- (4) 原則として自宅から学校までの距離が4 km以上10 km以下を許可する。
遠距離の場合は、最寄の駅までとする。
- (5) フルフェイスまたはジェット型のヘルメットを着用する。
- (6) スカート乗車は禁止する。
- (7) 自賠責保険・任意保険に加入する。
- (8) 冬期間の通学は禁止する。

3 自動車通学

通学の際、生徒は自動車を運転してはいけない。